令和８年度（２０２６年度）
「阿蘇くまもと空港周辺地域ＲＥ１００産業エリアの創造」に関する
再生可能エネルギー施設整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、本県が提案した「阿蘇くまもと空港周辺地域ＲＥ１００産業エリアの創造」（以下、「県提案」という。）が令和５年（２０２３年）１１月に「脱炭素先行地域（第４回）」に選定されたことを受け、脱炭素先行地域で行う再エネ設備整備事業の事業実施候補者を、公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

１　目的

本プロポーザルは、県提案を遂行するにあたり、再エネ設備整備を実施する事業実施候補者を選定する事を目的とする。

２　公募事業の概要等

各事業を実施する脱炭素先行地域のエリアは図１を参照。（緑色線の内側）

（１）対象事業

①レンタカーＥＶ化事業

観光用レンタカーのＥＶ化（６０台）を図り、屋根・カーポート置き太陽光発電設備で発電した再生可能エネルギーをレンタカーの充電に活用する。

②充放電設備整備事業

充放電設備（５台）を導入し、屋根・カーポート置き太陽光発電設備で発電した再生可能エネルギーをレンタカーの充電に活用する。

（２）事業期間

設備の導入は事業着手から最長で令和１１年度までとする。

（３）留意事項

・事業候補地の選定や関係者との調整等は各提案者が実施すること。
※提案書提出時点で事業候補地の取得は必須ではないが、事業用地の取得又は所有に向けた関係者等との協議を進めていることが望ましい。

（４）補助金等の交付

選定された事業実施候補者に対しては、「熊本県地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要項」（以下、「交付要項」という。）に基づき、環境省の特定地域脱炭素移行加速化交付金（以下、「本交付金」という。）等による支援を行うことを予定しているため、本交付金の交付条件を踏まえた提案を行うこと。

① レンタカーＥＶ化事業

・電気自動車：上限 100 万円/台（税抜き）

・プラグインハイブリッド：上限 60 万円/台（税抜き）

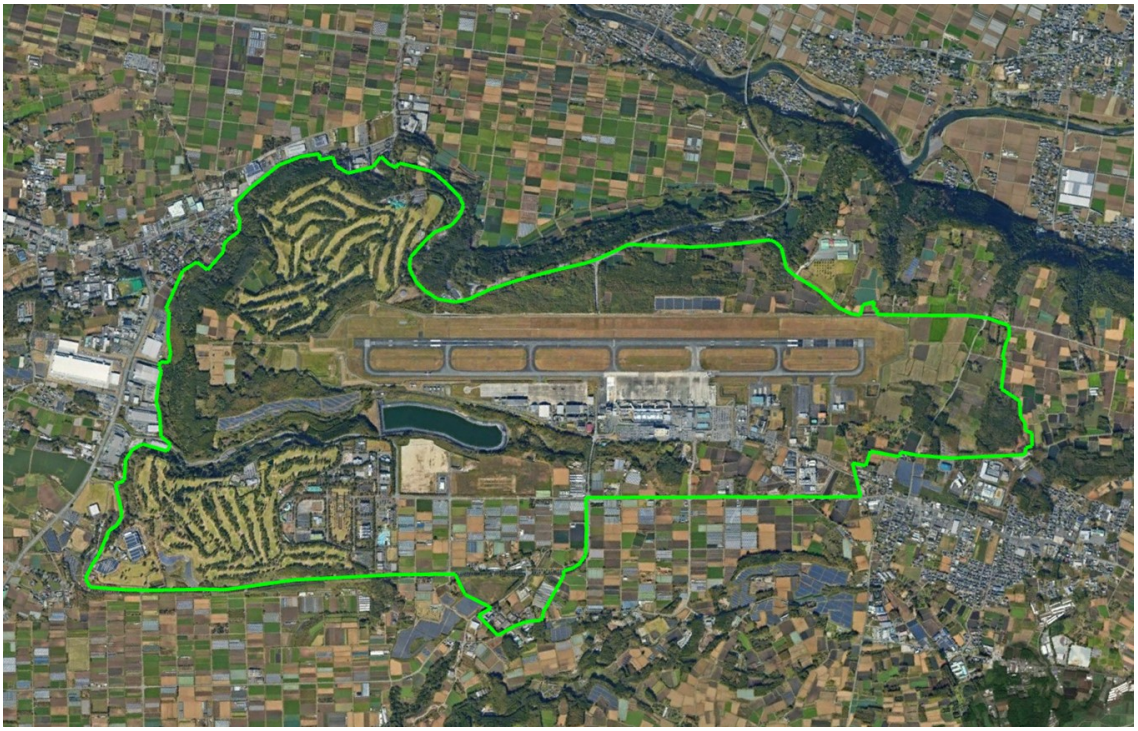
※ただし、車体価格の 1/3 の方が低い場合は、その額を上限とする。

② 充放電設備整備事業

・対象事業費の 2/3 以内

※本プロポーザルは、事業実施候補者を選定するものであり、本交付金の交付を確約するものではない。本交付金の交付については交付要項に基づく交付申請及び交付決定により確定するものとする。

図１　対象地域



３　スケジュール

令和８年１１月１１日（水）本プロポーザル実施公告（熊本県ホームページ）

１１月１８日（水）参加申込書・質問書提出期限

１１月２５日（水）提案書提出期限

１２月２日（水）審査会【予定】

１２月７日（月）審査結果通知・事業実施候補者決定【予定】

※本交付金等の関係

事業実施候補者決定後、本県への本交付金交付申請及び交付決定後に事業を開始し令和９年３月１日（月）までに令和８年度事業を完了し、実績を報告すること。なお、令和９年度以降は、各年度始めに改めて各年度事業として交付申請を行うこと。

４　事業実施候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式にて選定する。選定にあたっては、提案者が本県に提出する提案書及びプレゼンテーションの内容等の審査を行い、採用基準を上回り、最も優れた提案者を事業実施候補者として選定する。

５　担当部局

〒８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺６－１８－１
熊本県 商工労働部 産業振興局 エネルギー政策課（担当：吉田、徳永）
電　話：０９６－３３３－２３２０（直通）
ＦＡＸ：０９６－３８４－１７６０
Ｅメール：eneseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

６　参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）対象事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（３）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定による再生手続開始の申立をされた者

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定による更正手続開始の申立をされた者

ウ　熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成２９年告示第２７２号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと

エ　既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者

オ　役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

カ　暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

キ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

ク　役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

ケ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

コ　受託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がオからケまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

サ　オからケまで（コの場合を除く。）のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、知事が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

シ　公序良俗に反する活動を行う者、その他知事が適当でないと認める者

ス　国又は地方公共団体等

7　応募手続き

（1）参加申込み

ア　提出物

プロポーザル参加申込書（別紙様式１）　１部

イ　提出期限

令和８年（２０２６年）１１月１８日（水）午後５時

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内必着とする。

ウ　提出先

「５　担当部局」に同じ。

（2）質問

本要領について疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

ア　方法

質問票（別紙様式２）により電子メールで送信し、受信を電話で確認すること。

また、質問の内容及び回答は、提案者全員に電子メールにて送信する。

その際、質問者名は公表しないものとする。

イ　受付期間

令和８年（２０２６年）１１月１１日（水）午後１時００分から

同年１１月１８日（水）午後５時までとする。

ウ　提出先

「５　担当部局」に同じ。

（3）提案書

提案書は、次に定めるところにより対象事業ごとに作成するものとする。

①提案書表紙（別紙様式３）

②提案書

様式は自由とする。ただし、原則Ａ４判 、文字サイズは 12 ポイント以上とし、20 ページ以内とする。（両面印刷の場合は 10 枚以内、表紙、目次及び業務工程表は頁数に含めない。）

提案書の内容は実施可能なものとし、次の各項目について必要に応じて図等を使用し、簡潔に記述すること。

ア　実施方針

提案の基本方針、概要、設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ　ＥＶレンタカーの導入・運用計画

・車種、台数及び仕様を記載すること。
・再エネの効率的運用ができるよう仕様を検討すること。

ウ　充放電設備の整備・運用計画

・設置場所、設置方法、検討において想定した設備仕様を記載すること。
・再エネの効率的運用ができるよう仕様を検討すること。

エ　維持管理計画等

維持管理等の計画（法令点検、日常点検、設備改修計画等）及びスケジュール等について記載すること。

オ　事業収支計画

・工事費、維持管理費等について、資金調達を含めた事業収支計画を作成すること。
・事業収支計画においては設計、施工、維持管理、その他経費等の各項目について、内訳及び金額を記載すること。なお、本交付金の活用（２（４）に記載の交付率等でそれぞれ計算）を前提とすること。
・事業のノウハウ及び実施体制を有していることを具体的に記載すること。

カ　リスク対策

・損害保険の適用範囲、その他の対策等について記載すること。

キ　地域の特性を活かした独自提案

・地域の特性を生かした再エネ発電の効率化、増加又はエネルギー地産地消の効率化等について、独自提案があれば記載すること。
・省エネ向上及び災害時における効果的な活用方法について提案すること。
・ＥＶや充放電設備の台数について、２（１）に記載した台数以上とする場合は、その理由や活用方法も含めて提案すること。

③ 業務工程表

上記提案内容を反映した業務工程を提案すること。
様式は自由とし、見やすさや情報量を考慮してＡ３版の使用も可とする。

（４）提出書類等

ア　提出書類

(1) 提案書
(2) 参考見積書
(3) 添付資料：組織に関する書類（団体紹介パンフレット等）

イ　提出部数

正本１部
併せて、電子媒体の提出

ウ　提出期限
令和８年（２０２６年）１１月２５日（水）午後５時
持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内必着とする。

エ　提出先
「５　担当部局」に同じ。

オ　注意事項
提出する書類の規格は原則Ａ４版とし、ホッチキス止めすること。

８　審査方法

（１）審査委員会

プロポーザルによる選定を厳正かつ公平に行うため、審査及び事業実施候補者の選定等を行う審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

委員会は県関係課及び共同提案者で構成する。なお、必要に応じて、審査委員の委任を受けた者が審査委員に代わって審査を実施することができる。

審査委員が提案者との間に利害関係がある場合は、関係する審査委員は審査から外れることとする。

（２）審査の実施

提案書の内容確認や補足説明を受けるため、提案者によるプレゼンテーション及び委員会による審査を実施する。

ア　日時
令和８年（２０２６年）１２月２日（水）【予定】

イ　場所
熊本県庁（予定）（詳細は、別途提案者に通知する。）

ウ　出席者
１提案者当たり５名以内とする。プレゼンテーションは対象事業を主として実施する担当の者及び共同で事業を実施する者が行うこと。

エ　プレゼンテーションの時間
プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度を予定(詳細は、別途提案者に通知する。)。

オ　その他
・プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき実施するものとし、県が認める場合を除き、提案書の差し替えや追加資料の提示等は認めない。（提案書の要約又はプレゼンテーションで使用するスライド資料の配付は可）
・資料投影用のディスプレイ等は県が用意し、使用するパソコンは提案者が用意すること。

（３）審査・選定方法

審査、事業実施候補者の選定は、以下に定めるところによる。

ア　委員会は、提案書に基づいて以下表１に定める評価の視点等により審査したうえ、採用基準点数を上回り最高得点を得た者を事業実施候補者として選定する。なお、最高得点者が２者以上の場合、委員会の協議により事業実施候補者を決定する。

イ　採用基準点数は、審査委員の合計点数の６割以上とする。合計点数が６割未満の場合は、事業実施候補者として選定しない。（委員が５名の場合、総得点５００点満点中３００点未満）

ウ　審査結果は、提案者全員に書面にて通知するとともに公表することがある。

エ　提案者からの選考結果に対する問合せ及び異議等については応じない。ただし、最高得点者が２者以上で審査委員の協議により事業実施候補者を選定した場合は、この限りではない。

オ　事業実施候補者が、６の参加資格に該当しないことになった場合又は辞退した場合は、次点の者を事業実施候補者とする。

カ　提案者が１者であっても、有効に成立するものとする。

表１　プロポーザルの評価項目・基準と配点

区分	評価項目	評価基準	配点
能力評価	関連業務実績	業務を遂行する上で関連する同種・類似または脱炭素化に関する取組み実績があるか。（現在取組み中の同種・類似業務も評価の対象とする。）	10 点
	実施体制	業務を遂行する上で、十分な知見・経験を有しており、提案内容を実施できる人員が確保されているか。	10 点
	スケジュール	効率的かつ効果的に業務を推進することができる具体性、妥当性の高いスケジュールとなっているか。	10 点
提案評価	業務理解度	本県の脱炭素先行地域に係る業務内容や背景、課題などを理解しているか。	10 点
	独自性	提案者が有する知見を踏まえた独自性のある提案となっているか。また成果を高めるための創意工夫がなされているか。	10 点
	実現性	実現可能性が高い提案となっているか。	25 点
価格評価	経済性	見積価格は適正に算定されているか。	25 点
合計			100 点

９　関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

ホームページアドレス

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/67/209922.html

本プロポーザルへの参加意思がある団体で、県提案の詳細な内容（脱炭素先行地域　計画提案書）の閲覧を希望する者は、公告から提案書提出期限の間、熊本県エネルギー政策課において閲覧できるものとする。ただし、計画提案書の複写や写真撮影は不可とする。

１０　その他

（１）手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

（２）一度提出のあった書類については、本県が認める場合を除き、差し替えを認めない。

（３）提出された提案書は業務関係資料の保存のため、返却しない。

（４）提案書の作成、提出など参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（５）提出された提案書は熊本県情報公開条例（平成１２年熊本県条例第６５号）に基づき公開することがある。

（６）提案に際しては事業実施候補者として選定されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。

（７）次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア　関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。

イ　関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ　関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ　関係書類に虚偽の内容が記載されているとき。

オ　その他、委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

（８）事業実施候補者を選定した後に、提案内容を適切に反映した事業を実施するために、その者に対して事業計画の修正を求めることがある。

以上